

平成20年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を公表します

本市においては、いずれの比率も国の定める基準を下回っていますが、今後とも行財政改革を推進し、一層の財政健全化に努めています。

(単位：%)

項目	本市の算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.28	20.00
連結実質赤字比率	—	17.28	40.00
実質公債費比率	16.8	25.0	35.0
将来負担比率	185.1	350.0	

備考

実質赤字額、連結実質赤字額はありませんので、比率は「—」で記載しています。

早期健全化基準・財政再生基準を上回った場合、財政健全化計画または財政再生計画の策定が必要になります。

(問合せ先)
財政課
☎0766-57-1630

各指標の状況について

1 実質赤字比率（平成20年度 なし）

一般会計等の会計は、年度ごとに収支が均衡することが原則であり、もし赤字が発生した場合は、翌年度で赤字額を解消するために歳入を確保するか、もしくは歳出を削減する必要があります。本市において、この指標の算定対象となる会計は、一般会計の他に公共用地先行取得事業と墓苑事業の各特別会計です。

平成20年度決算では、いずれの会計も黒字であったことから実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されませんでした。

2 連結実質赤字比率（平成20年度 なし）

先の実質赤字比率の対象であった一般会計等のほかに国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計などや公営企業である水道、病院事業など、すべての会計の収支を把握することによって、市全体の財政状況を確認することができます。

平成20年度決算では、いずれの会計も実質赤字額がなく、また公営企業全体として、資金不足額がなかったことから連結実質赤字比率は、算定されませんでした。

3 実質公債費比率（平成20年度 16.8%）

一般会計等の公債費や公営企業会計の公債費等に対して一般会計から繰出す経費など、借入金の返済に対する負担割合を表す比率であり、この比率が高まると借入金の返済に対する義務的な負担割合が高まったことになります。なお、比率が18%を超えると起債発行に対して、許可が必要となり、25%を超えると起債発行が一部制限されます。

平成20年度決算に基づく比率は、16.8%となりました。

4 将来負担比率（平成20年度 185.1%）

一般会計が将来負担しなければならない負債の標準財政規模に対する比率を表しています。将来負担しなければならない負債とは、一般会計等の市債残高や公営企業債に対しての今後繰入見込額、契約などによって今後の支払を約束した額などがあげられます。

平成20年度の比率は、185.1%となりました。この指標を算定する際の分子となる将来負担額のうち一般会計等の市債現在高、公営企業債等繰入見込額が大きな比率を示しており、一般会計等と公営企業会計の地方債残高が大きいことを示しています。

